

令和4年度第1回調査・研究委員会 会議録

- ◇日時 令和4年4月26日（火） 10：00～11：30
◇方式 オンライン会議
◇出席者 柳楽委員長、嶋田副委員長、加藤委員、林委員、山本委員、清原委員（名簿順）
事務局（田貝、伊藤、田淵、竹内）

1 開会

委員長あいさつ

2 報告事項

（1）令和4年度の事務局体制について

- 4月の人事異動に伴う事務局職員の変更について報告

（2）令和3年度第2回役員会（3月2日）の結果報告

- 役員会資料を示し役員会で報告した事業実施状況と決算見込額等について概略を報告

（3）災害対応について

- 11月30日開催の委員会で報告して以降に発生した災害（3件）について対応状況等を報告
（日向灘地震（1/22）、福島県沖地震（3/16）、岩手県沖地震（3/18））

（4）後援承認について

- 11月30日開催の委員会で報告して以降に承認した次の2件について報告
 - ① 山口県文書館主催「第12回歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議」
 - ② 中国・四国地区文書館等職員連絡会議主催「第17回中国四国地区アーカイブズウィーク」

3 協議事項

（1）令和3年度事業結果及び決算について（資料3）

- 事務局から第2回役員会（3/2）以降に変更・追加等した箇所について説明
⇒ 原案のとおり第1回役員会（5/31）に提出することを決定

（2）令和4年度事業計画及び予算等について

①令和4年度事業計画案及び予算案全体について（資料4）

- 事務局から第2回役員会（3/2）提出資料との変更点等について説明
⇒ 原案のとおり第1回役員会（5/31）に提出することを決定

②委員会の各事業について

◆ 調査事業について（資料5）

- アンケート調査の進捗状況や回収状況等を報告し、今後のスケジュール案について協議
⇒ 概ね原案どおり進めることで了解された。

（主な意見）

- ・ 現地調査は、公文書館が有る、無しにかかわらず文書管理がある程度できていて、他の自治体の参考となるところに行った方がいい。
- ・ セミナーの日程が11月下旬ごろに確定できるのであれば、このスケジュール案でいいと思う。
- ・ 計画は案なのでこのままでいいが、もしもの場合に備え、大会・研修の事務局にいつまで返事を待ってもらえるか確認しておく必要がある。

◆ 公文書館機能普及セミナーについて（資料6）

- 第2回役員会での宮田副会長の開催地に関する意見を紹介の上、セミナーの開催地、開催時期、構成等について協議。

⇒ 以下のとおり決定・確認した。

【決定・確認事項】

- ・ 従前の議論も踏まえ、調査事業との関連性、松江市が文書館設置に向けて動いていることなどから、松江市を開催地とする。
- ・ 開催時期は11月下旬から12月上旬とする。この時期に松江市の協力が得られるよう呼びかける。
- ・ アンケート調査の中間報告は、11月下旬から12月上旬での開催で松江市の協力が得られる場合はセミナーで行なう。
- ・ セミナーの構成は前年と同様、基調講演、報告2本、シンポジウムとする。
- ・ メンテマ、報告及び基調講演について以下の方向性で検討を進めていく。

(方向性)

- メンテマは、基礎自治体の公文書館機能をどのようにして整備、拡充するかといった内容にする。
- 報告の一つには、松江市とか、島根県のどこかの自治体で、公文書館をつくっていかうということが具体化しているような自治体からの報告を絡める。
- 基調講演は先行している基礎自治体のアーカイブズの方をお願いする。

(主な意見)

- ・ 調査事業とセミナーと関連させてやるという点については前々から言っていることであり、松江市以外でやることは考えられない。
- ・ 基礎自治体の公文書館機能をどのようにして整備あるいは拡充するかという内容のメンテマにしたらいのでは。
- ・ 松江市とか、島根県のどこかの自治体で、公文書館をつくっていかうということが具体化しているような自治体からの報告を絡めたらどうかと思う。
- ・ 基調講演の方は、先行自治体として、基礎自治体のアーカイブズの方を呼ぶというのはどうかと思う。先行自治体では公文書館がどのような経緯でできたのか、どのような試み・活動を今行っているのか、併せて課題とそれへの対応状況について話をしてもらえばいいと思う。
- ・ 島根県の方(自治体)に多く参加いただき、それに刺激を与えられるような、同じ基礎自治体の方の講演があったらいいと思う。
- ・ 報告事項の1つで松江市に現状と今後の展望を含めて公文書館の整備状況について報告いただき、もう1つはアンケート調査の結果の報告ということでいいと思う。
- ・ テマも基礎自治体の公文書館機能の普及というところに焦点を当ててもらいたい。

◆ **防災事業について**

- **令和3年度の第1回調査研究委員会において決定していた大規模災害発生時の地震の場合の情報収集の基準(震度6強以上)を「震度6弱以上」にすることについて再協議。**

⇒ 以下のとおり決定・確認した。

【決定・確認事項】

- ・ 地震の場合の被災情報の収集の基準を現行の「震度5弱以上」を「震度6弱以上」に変更することを調査・研究委員会の検討結果として次の役員会で報告し協議してもらおう。
- ・ 大規模災害時の被災情報収集の基準等について明文化して残すことを検討する。

(主な意見)

- ・ 現在、災害の情報(特別警報や震度)は市町村単位で得ることができる。情報収集の単位を市町村とし、当該市町村に所在する機関会員を対象とすれば、情報収集しないといけない災害は少なくなる。
- ・ 自動的に被災情報の収集をする基準とそれ以外の報道等の情報により総合的に判断していく部分について考えていく必要がある。

- ・ 自動的に被災情報を収集する基準というのは、震度6弱でも6強でも構わないが、それ以外にどういう場合に対応をしていかないといけないのかというところを決めておけばいい。
- ・ 市町村の役場等が浸水の被害にあったときには、当該の都道府県の公文書館等（機関会員）がレスキューに入りたいとかといったことの要望等も聞き取っていただきたい。（大分県の津久見市の市役所が浸水（平成29年台風18号）したときの例もある）
- ・ 大きな災害だと全史料協に災害対策の委員会等ができるが、そこまで大きくないものについては、各都道府県の公文書館等でレスキュー等を行い、それを全史料協がバックアップしてくというような形を最終的に構築できればと思う。
- ・ 洪水が起こったときの被災情報は、ちょっと注意して集める必要があるのかなと思う。局地的な浸水とかは特別警報に関係なく起こっている。その辺は新聞とかネットで見て、心配な洪水があったらその地域に問い合わせただけだとありがたい。
- ・ 要綱みたいな形で情報収集の取扱について明文化したものを残しておいた方がよい。覚え書きみたいなものでよい。

4 その他

- 事務局から以下のことを連絡
 - ・ 各事業の詳細は、担当委員とのオンラインやメーリングリストを活用した個別の協議等で調整や情報共有を図っていく。
 - ・ 必要があれば臨時の委員会開催など臨機応変に対応していく。
 - ・ 担当委員間のオンライン協議も活用していく。